

1 次の(1)～(10)の問いに答えなさい。

(1) 次の文章はこども基本法の第1条の条文である。(A)・(B)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか、ア～オから1つ選びなさい。

第1条

この法律は、(①)及び(②)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、(こども施策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

|   | A     | B           |
|---|-------|-------------|
| ア | 日本国憲法 | 子どもの権利条約    |
| イ | 日本国憲法 | 教育基本法       |
| ウ | 教育基本法 | 児童の権利に関する条約 |
| エ | 日本国憲法 | 児童の権利に関する条約 |
| オ | 教育基本法 | 子どもの権利条約    |

(2) 次の文章はこども基本法の第3条の条文である。ア～オの中から正しくないものを1つ選びなさい。

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ア 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- イ 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第一百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ウ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な学習活動に参画する機会が確保されること。
- エ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- オ こどもの教育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの教育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での教育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の教育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

(3) こども基本法第2条では「こども」に関する規定があります。どのように規定されているか12文字で答えなさい。

(4) こども政策推進会議の会長を務めるのは誰か答えなさい。

- ア こども家庭庁長官
- イ 内閣総理大臣
- ウ 内閣府特命他党大臣
- エ 厚生労働大臣
- オ 文部科学大臣

(5) 次の文はこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」について述べたものである。  
( A ) ( B ) に当てはまる語句を答えなさい。

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、( A )  
としてひとしく健やかに成長することが出来、心身の状況、置かれている環境等にかかわ  
らず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的、社会的に将来にわたって幸せ  
な状態 (( B )) で生活を送ることができる社会である。